

令和5年度地域課題解決型市町村支援業務に係る質疑への回答

番号	質問	回答
1	伴走支援を通じた市町村支援について、「支援を行う市町村は3市町村以上」とありますが、最大で何市町村を想定されていますでしょうか。	支援対象とする市町村は、市町村の希望等を踏まえ、委託事業者とも協議の上で京都府において選定します。 なお、支援対象は5市町村までと考えています。
2	1市町村あたりの支援3回は、どれくらいの間隔を想定されていますでしょうか。	市町村への支援回数は3回としていますが、その場における支援・助言を受けるだけではなく、委託事業者・専門家の助言以外に、市町村自らの取組が必要になると想定します。 企画提案書には、想定している支援内容及び方法、スケジュールや専門家チームからの助言方法等の記載をお願いしているところですので、支援3回の間隔についても、企画提案書の中でご提案をお願いします。
3	支援実施報告会の実施時期については、いつ頃を想定されていますでしょうか。	他市町村等への横展開のため、委託業務において「市町村に対する支援実施報告会」を行うこととしております。 実施時期についても企画提案書においてご提案いただければと思いますが、「伴走支援を通じた市町村支援」が一定終了してからの実施になるかと考えております。
4	総合事業の充実とのことですが、ここには通いの場の充実、事業評価など一般介護予防事業の充実も含まれるものと理解してよいでしょうか。	一般介護予防事業も総合事業に含まれますので、お考えのとおり理解しています。支援内容は、市町村の課題意識、希望等を踏まえ、委託事業者とも協議の上調整していく予定です。